意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	育児休業中の在宅勤務の拡大に向けた育児休業給付金の柔軟な支給
2. 既存の制	・育児休業中のスキル維持、休業からのスムーズな業務復帰支援という観
度・規制等	点から、育児休業中の在宅勤務(特定の業務を、育児を行いながら、可
によってI	能な範囲で実施すること)は非常に有効である。
CT利活用	・育児休業中の従業員は、育児休業基本給付金として月給の30%(休業開
が阻害され	始時賃金日額×支給日数の30%)が支給される。しかし、育児休業中に
ている事	在宅勤務を行った場合(例えば、1日2時間程度を週3回/月12回)
例・状況	には、職場復帰とみなされ当該給付金が支給されなくなる。そのため、
	育児休業中の女性による在宅勤務等のテレワークが進まない。
3. ICT利	・雇用保険法第六十一条の四
活用を阻害	
する制度・	
規制等の根	
拠	
4. I C T 利	休業中の従業員に対して事業主から賃金が支払われた場合には、当該賃金
活用を阻害	と育児休業基本給付金を加えて月給の80%(休業開始時賃金日額×支給日
する制度・	数の80%) までの支給が認められており(雇用保険法第六十一条の四第5
規制等の見	項)、在宅勤務を行った場合にも本規定を適用して事業主からの賃金と育児
直しの方向	休業基本給付金とを受給できるようにすべき。
性について	
の提案	